

事 務 連 絡

令和2年4月28日

各障害福祉サービス事業所

施設長 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

障害福祉サービスに係る介護給付費・訓練等給付費の請求事務
における留意点について（第1版）

「新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて（第2版）」（令和2年4月16日）に基づき、通所系サービス事業所（生活介護，自立訓練，就労継続支援，就労移行支援）が臨時的に在宅支援に切り替えて報酬算定を行う場合の請求事務に関して、各事業所からの質問に対応するため、別添Q&Aを作成しました。

つきましては、各事業所におかれましては、令和2年5月以降の給付費については、必ず別添Q&Aを確認いただき、御請求いただきますようお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ先】

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 YJKビル3階

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 施設福祉係

電子メール：syogai@city.kyoto.lg.jp / 電話222-4161